

令和8年5月31日

## 情報流通プラットフォーム対処法に基づく削除実施状況について

株式会社サイバーエージェント  
AmebaLIFE事業本部

当社(サービス名:Amebaブログ)は、令和7年5月30日に情報流通プラットフォーム対処法における大規模特定電気通信役務提供者の指定を受けました。当該法令に基づき運用状況の透明化を達成するため、対応の実施状況等について以下のとおり公表いたします。

### ■対象年度

令和7年度

※指定日が令和7年5月30日であるため、指定日から令和8年3月31日を対象としております。

### ■公表日

令和8年5月31日

区分	No	公表事項	根拠条文(省令)・ガイドライン	公表事項
第28条第1号関連	1	申出の受付件数(申出理由別)	第18条第2項	<p>申出の受付数:1,056件            ↳プライバシー:618件            ↳名誉毀損、誹謗中傷:193件            ↳著作権:142件            ↳その他:103件</p> <p>※申出受付の数。            ※1つの申出に複数コンテンツが含まれる場合は申出単位にてカウント。</p>
第28条第2号関連	2	一定期間(7日間)内に削除する旨を通知した件数(申出理由別)	第18条第3項第1号	<p>削除の通知数:595件            ↳プライバシー:416件            ↳名誉毀損、誹謗中傷:89件            ↳著作権:83件            ↳その他:7件</p> <p>※削除対処理由別に集計された数。            ※複数の申出受付があった場合、1通にまとめ通知を行っている。            ※1つの申出に削除するコンテンツと削除しないコンテンツが含まれていた場合は、削除する旨を通知した数としてカウントしている。            (対象期間において、2-3件程度。)</p>
	3	一定期間(7日間)内に削除しない旨および理由を通知した件数(申出理由別)	第18条第3項第2号	<p>削除しない旨通知した数:89件            ↳特定性がない:45件            ↳権利侵害が認められない:44件</p> <p>※対処理由別での通知数。</p>
	4	法第25条第1項ただし書に基づき通知しなかった場合、その理由	第18条第3項第3号	<p>通知を行っていない372件は、以下のいずれかに該当する。            ① 侵害箇所の削除に向けた確認・対応の過程で連絡が途絶えたケース。            ② 複数の申出を同時に受け付け、通知をまとめて行ったケース。</p>
	5	一定期間(7日間)を超えて、削除する旨の通知をした件数(申出理由別)	第18条第3項第4号	0件

	6	一定期間(7日間)を超えて、削除しない旨及びその理由の通知をした件数(申出理由別)	第18条第3項第5号	0件
	7	法第25条第2項第1号(調査のため発信者の意見聴取をするとき)に該当するため一定期間(7日間)以内に削除したか否かの通知ができない旨、(7日以内に)通知した件数(申出理由別)	第18条第3項第6号	0件
	8	法第25条第2項第2号(調査を侵害情報調査専門員に行わせるとき)に該当するため一定期間(7日間)以内に削除したか否かの通知ができない旨、(7日以内に)通知した件数(申出理由別)	第18条第3項第7号	0件
	9	法第25条第2項第3号(やむを得ない理由があるとき)に該当するため一定期間(7日間)以内に削除したか否かの通知ができない旨、(7日以内に)通知した件数及びやむを得ない理由の具体的内容(申出理由別)	第18条第3項第8号	0件
第28条第3号関連	10	法第27条に基づく発信者に対する通知等の措置を講じた件数(削除・アカウント停止の別、削除又はアカウント停止理由別) ※情報プラットフォーム対処法窓口と自らの探知により削除した件数のうち発信者へ通知した数	第18条第4項第1号	削除:2,888件 └法令違反:393件 └プライバシー:3件 └名誉毀損、誹謗中傷:3件 └著作権:22件 └自らの探知による削除のうち理由別集計が技術上困難なもの:2,467件  アカウント停止:0件
	11	法第27条に基づく発信者に対する通知等の措置を講じなかった場合、その理由(削除・アカウント停止の別)	第18条第4項第2号	削除: ①特定の個人に対する誹謗中傷、犯歴や過去の活動に関する情報等、通知をすることで申出者が容易に特定でき、通知をすることで2次被害を発生させないため。 ②1年以上前に投稿された記事の場合。 ③依頼者から発信者へ通知しないよう依頼がある場合。 ④コメント投稿の場合。(非会員を含む不特定多数のユーザーが投稿可能なサービスであり、個別に通知することが技術的に困難であるため。)  アカウント停止: 発信者への通知手段としてログイン後に確認可能なサービス内メッセージ機能を利用しており、アカウント停止後は当該機能の利用ができず発信者への通知手段が無くなるため。なお、アカウント停止措置を講じる前に警告及び改善要望の通知を行っている。

第28条第4号関連	12 全投稿数又は全アカウント数、その具体的な算定方法 ※算出可能な場合は全投稿数、全アカウント数の両方	第18条第5項第1号／ガイドライン3(1)①	総投稿数：46,518,209件  ※記事投稿、更新、コメント投稿をシステムで集計した数。
	13 利用者からの通報を受けて削除した件数及び削除しなかった件数(削除した理由又は削除しなかった理由別)	第18条第5項第2号	削除した数：1,679件 ↳プライバシー：162件 ↳名誉毀損、誹謗中傷：1,035件 ↳その他利用規約違反：482件  削除しなかった数：23,628件 ↳権利侵害なし、規約違反なし：23,628件 ※通報を受けて確認したところ、すでに削除されていた件数も含む。
	14 自らの探知による削除件数(削除理由別)	第18条第5項第3号	自らの探知による削除数：403,930件 ↳名誉毀損・誹謗中傷：20,704件 ↳プライバシー：4,372件 ↳法令違反：36,285件 ↳その他利用規約違反：342,569件  ※コメントの削除が全体の8~9割程度となっている。
	15 公的機関(裁判所を除く)による削除要請件数(要請理由別) ※算出可能な場合は個別の機関ごとの件数	第18条第5項第4号	警察：1件(誹謗中傷のため。)
	16 このうち、削除した件数及び削除しなかった件数(要請理由別) ※算出可能な場合は個別の機関ごとの件数	第18条第5項第5号	警察：1件(誹謗中傷のため。)
	17 裁判所による削除の判決又は決定の件数(申立て理由別) ※いずれも確定した件数。なお、申立て理由が複数ある場合には、最も合理的な申立て理由を選択すれば足りる。	第18条第5項第6号／ガイドライン3(1)②	0件
	18 このうち、削除した件数及び削除しなかった件数(要請理由別)	第18条第5項第7号	0件

19	アカウント停止件数(アカウント停止理由別・端緒別)	第18条第5項第8号	理由別:626件 L名誉毀損・誹謗中傷、なりすまし:438件 L卑猥:91件 L法令違反:13件 Lその他利用規約違反:84件  端緒別:626件 L権利窓口:41件 L通報:350件 L自らの探知:235件
20	AIを用いた削除件数(理由別)	第18条第5項第9号	AIによる削除数:15,258件 Lプライバシー:3,716件 L誹謗中傷:4,749件 L法令違反:248件 L利用規約違反:6,545件  ※コメントの削除が全体の8~9割程度となっている。
21	AIを用いたアカウント停止件数(理由別)	第18条第5項第10号	0件
22	削除に対して不服申立てが行われた件数(①)	第18条第5項第11号	0件
23	①のうち AI を用いて判断した削除に対して不服申立てが行われた件数	第18条第5項第12号	0件
24	①のうち不服申立てを受けて削除を撤回した件数(②)	第18条第5項第13号	0件
25	②のうち AI を用いて判断した削除を撤回した件数	第18条第5項第14号	0件
26	アカウント停止に対して不服申立てが行われた件数(③)	第18条第5項第15号	0件
27	③のうち AI を用いて判断したアカウント停止に対して不服申立てが行われた件数	第18条第5項第16号	0件
28	③のうち不服申立てを受けてアカウント停止を撤回した件数(④)	第18条第5項第17号	0件
29	④のうち AI を用いて判断したアカウント停止を撤回した件数	第18条第5項第18号	0件

30	選任した専門員の専門性及び当該専門員に対する訓練の内容	第18条第5項第19号	<p>情報流通関係に精通している弁護士1名</p> <p>訓練内容: 情報プラットフォーム対処法に知見がある弁護士に弊社サービスの課題や状況を共有している。</p>
31	日本語を理解するコンテンツモデレーターの数及びその者に対する訓練の内容※日本の風俗・社会に関する問題(差別問題等)について訓練を実施している場合には、その旨も公表する。	第18条第5項第20号／ガイドライン3(1)④	<p>5名</p> <p>以下の訓練を実施している。</p> <p>① 利用規約・ガイドラインの理解 ② 違反コンテンツの判断トレーニング ③ 日本固有の文化・社会問題に関する知識 ④ 対応フロー・エスカレーション</p> <p>※当該業務は、日本語および日本の社会・文化的背景に対する十分な理解を有し、日本国内で生活経験を有する担当者が対応している。</p>
32	<p>コンテンツモデレーションのための人的体制及び技術的措置についての定性的又は定量的な説明(以下についての説明を含む)</p> <p>ア)送信防止措置の実施に当たっての専門員の役割及び実績 イ)送信防止措置の実施におけるAI等の自動化手段の活用状況 ウ)AI等の自動化手段による送信防止措置の正確性向上のための取組 エ)送信防止措置の対象となる情報(権利侵害情報、法令違反情報、その他削除基準に掲げられている情報)を投稿するボットの検出技術</p>	第18条第5項第21号／ガイドライン3(1)⑤	<p>・人的体制 対応部門職員数:4名(専任1名／兼務3名) 侵害情報調査専門員 1名</p> <p>・AI自動化活用状況 投稿に対するモニタリングの一部において、違反可能性のある投稿を抽出する補助的手段としてAI等の技術を活用。 AI等による抽出結果は、直ちに削除等の措置を決定するものではなく、誤判定の可能性を踏まえ、必要に応じて担当者が内容・文脈・申出内容等を確認した上で対応している。</p> <p>・AI正確性向上のための取組 毎月、AIにより判定された結果のサンプリングチェックを実施し、問題がある場合改善を行っている。</p> <p>・ボットによる投稿の検出技術 投稿内容から不適切文面の検知により、不適切投稿が高い投稿を抽出し対処を行っている。</p>
33	法第26条第3項に基づく基準の変更の対象となった情報の種類	第18条第5項第22号	該当なし

	34	法第 26 条第4項の資料を作成し公表している場合には、その公表の方法	第18条第5項第23号	該当なし
第28条第5号関連	35	以下の各項目にかかる自己評価(評価基準を定めて行う) (1)法第 22 条第1項に基づき公表した削除申出方法 (2)法第 25 条に基づく侵害情報送信防止措置の実施状況 ※一定期間(7日間)を超えて判断・通知した場合について、法第 25条第2項第1号～第3号への該当性の適否も自己評価の対象に含む。 (3)法第 25 条第1項第2号の「理由」、法第 25 条第2項第3号の「やむを得ない理由」、及び法第 27 条本文前段の「理由」の粒度 (4)日本の利用者に関する送信防止措置を講ずるための人的・技術的体制の整備 (5)法第 26 条第1項に基づき公表した送信防止措置の実施に関する基準の内容 (6)日本の利用者に関する送信防止措置の実施状況((2)を除く) (7)大規模特定通信役務上に流通する違法・有害情報の流通状況	第18条第6項／ガイドライン3(2)	別紙 自己評価基準参照
第28条第6号関連	36	自己評価項目にかかる評価基準(評価基準を変更した場合には変更の内容及び理由を含む。)	第18条第7項	別紙 自己評価基準参照

以上